

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
八代市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
八代市長

公表日
令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務															
①事務の名称	国民健康保険に関する事務														
②事務の概要	本市は、国民健康保険法、地方税法及びこれらの法律に基づく条例等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 国民健康保険の加入、脱退、世帯の異動等の届出に伴う被保険者資格情報の管理 2 国民健康保険における被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡等による保険給付情報の管理 3 国民健康保険に係る証関係（保険証、資格証、高齢受給者証、限度額・減額認定証、特定疾病療養受療証）の発行 4 国民健康保険税の賦課決定・賦課更正、納税通知書の発送 5 国民健康保険税の徴収 6 国民健康保険税の収納管理・滞納情報管理 7 国民健康保険税に係る証明書の発行 8 オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認準備業務」という。）														
③システムの名称	<table border="0"> <tr> <td>1 国民健康保険資格システム</td> <td>8 国保総合システム及び国保情報集約システム</td> </tr> <tr> <td>2 国民健康保険給付システム</td> <td>9 医療保険者向け中間サーバー等</td> </tr> <tr> <td>3 国民健康保険税システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 宛名管理システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 中間サーバー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 団体内統合利用番号連携サーバー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 収納消込システム</td> <td></td> </tr> </table>	1 国民健康保険資格システム	8 国保総合システム及び国保情報集約システム	2 国民健康保険給付システム	9 医療保険者向け中間サーバー等	3 国民健康保険税システム		4 宛名管理システム		5 中間サーバー		6 団体内統合利用番号連携サーバー		7 収納消込システム	
1 国民健康保険資格システム	8 国保総合システム及び国保情報集約システム														
2 国民健康保険給付システム	9 医療保険者向け中間サーバー等														
3 国民健康保険税システム															
4 宛名管理システム															
5 中間サーバー															
6 団体内統合利用番号連携サーバー															
7 収納消込システム															
2. 特定個人情報ファイル名															
1 国民健康保険情報ファイル 2 国民健康保険税情報ファイル															
3. 個人番号の利用															
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24、44、85、111、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、第74条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項														
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携															
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定														
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 48,69,70,71の項 （オンライン資格確認準備業務の根拠） ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項														

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保ねんきん課
②所属長の役職名	国保ねんきん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 健康福祉部 国保ねんきん課保険税係、医療給付係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4113 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 健康福祉部 国保ねんきん課保険税係、医療給付係 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・ 基本的に個人番号入力の作業はシステム連携によるが、例外的に個人番号を入力する必要がある場合は、複数人による確認作業を行っている。	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	八代市が策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。また、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 27,42,43,44,45の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 27,42,43,44,45の項	事後	
平成28年9月30日	II しきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月30日	II しきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成29年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		9 次期国保総合システム及び.国保情報集約システム (追加)	事前	
平成29年5月17日	II しきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成29年4月30日 時点	事前	
平成29年5月17日	II しきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成29年4月30日 時点	事前	
平成29年12月25日	II しきい値判断 1. 対象人数	平成29年4月30日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	しきい値判断結果「基礎」に変更
平成29年12月25日	II しきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月30日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3 熊本県国保連合会共同電算システム	(削除)	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	9 次期国保総合システム及び.国保情報集約システム	8 国保総合システム及び.国保情報集約システム (変更)	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保ねんきん課長 岩瀬 隆敏	国保ねんきん課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和2年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		8 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認準備業務」という。)(追加)	事前	
令和2年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		9 医療保険者向け中間サーバー等 (追加)	事前	
令和2年3月16日	I 関連情報 3. 法令上の根拠		・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項 (追加)	事前	
令和2年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(オンライン資格確認準備業務の根拠) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (追加)	事前	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 27,42,43,44,45の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 27,42,43,44,45の項	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	番号法第9条第1項 別表第1の16、30、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 27,42,43,44,45の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 27,42,43,44,45,121の項	事前	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16、30、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	・番号法第9条第1項 別表第1の16、30、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、第74条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	8 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認準備業務」という。)	8 オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認準備業務」という。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(オンライン資格確認準備業務の根拠) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(オンライン資格確認業務の根拠) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16、30、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、第74条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	・番号法第9条第1項 別表の24、44、85、111、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、第74条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項、第2項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 27,42,43,44,45,121の項 (オンライン資格確認準備業務の根拠) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 48,69,70,71の項 (オンライン資格確認準備業務の根拠) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和7年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	